

# 北京市專利助成金管理弁法実施細則(試行)

2015年3月17日公布・施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

## 「北京市專利助成金管理弁法実施細則(試行)」の発表に関する通知

各関係組織・機関、個人各位

当市の專利助成業務のより一層の適正化に向けて、「北京市專利助成金管理弁法」(京知局〔2014〕178号)の規定に基づいて、当処は検討を経て、「北京市專利助成金管理弁法実施細則(試行)」を制定し、ここに発表する。したがってこれを順守されたい。

別添資料:北京市專利助成金管理弁法実施細則

北京市知識産権局  
2015年3月17日

### 北京市專利助成金管理弁法実施細則(試行)

#### 第一章 総則

**第1条** 「北京市專利助成金管理弁法」(京知局〔2014〕178号)の規定に基づいて、本実施細則を制定する。

**第2条** 国家知識産権局專利局北京代弁処(以下、「北京代弁処」という)は、本実施細則の執行業務を行う。

#### 第二章 申請方法

**第3条** 專利助成金は、オンライン申請と紙媒体による申請を合わせた方法を採用する。

オンライン申請とは、申請者が北京市專利助成金オンライン申請システム(以下、「オンライン申請システム」という)に申請表を提出することをいう。

紙媒体による申請とは、オンライン申請の後、紙媒体の書類を北京代弁処に提出することをいう。

**第4条** 申請者は、原則として自ら助成金を申請しなければならない。專利代理機関に申請を委任する場合、委任先として1機関のみを選択することができる。

各申請期間において、申請者は1回のみ申請を行うことができる。すでに專利代理機関に申請を委任している場合、申請者はその回については以後、自ら申請を行ってはならない。

### 第三章 オンライン申請

**第 5 条** 申請者は、先にオンライン申請システムに登録し、登録が完了した後に申請書を提出することができる。登録情報に変更がある場合は、直ちに更新しなければならない。

**第 6 条** 申請書の提出後、申請者は直ちにオンライン申請システムにログインし、通知を確認しなければならない。

申請が要件を満たす場合、申請者は所定の期間内に紙媒体の書類を提出しなければならない。

申請が要件を満たさない場合、申請者は所定の期間内に修正し、再度申請書を提出しなければならない。期間を徒過しても再提出をしない場合、申請しなかったものと見なす。

### 第四章 紙媒体による申請

**第 7 条** 紙媒体の書類は、オンライン申請システムからダウンロードした「北京市專利助成金申請表」、申請者の身分証明書類、專利証明書類の 3 つを含む。申請書類には申請者の公印を押印し、又は署名をしなければならない。

**第 8 条** 身分証明書類は次の各号に掲げるものを含む。

(一)申請者が自然人である場合、身分証明書の写しを提出し、申請者が署名しなければならない。

(二)申請者が法人、或いはその他の組織である場合、営業許可証の副本、事業単位の法人証明書、社会団体の法人登記証などの有効な証明書の写しを提出し、公印を押印しなければならない。

**第 9 条** 国内の專利助成金を申請する場合、次の各号に掲げる專利証明書類を提出しなければならない。

(一)国内の発明、実用新案、意匠の出願費用の助成を申請する場合、專利証書の写しを提出する。

(二)国内の発明專利代理サービス料の助成を申請する場合、国内の発明專利出願費用と併せて申請し、專利出願受理通知書の写しを提出する。

(三)発明專利的 7 年目、8 年目の年金の助成を申請する場合、国家知識産権局のウェブサイトから印刷した料金情報照会ページを提出する。

(四)零細企業が特許権の付与後から直近 3 年度の年金を申請する場合、零細企業表明書の原本と国家知識産権局のウェブサイトから印刷した料金情報照会ページを提出する。零細企業が權利付与された年の年金については、国内の発明專利出願費用と併せて申請しなければならない。

(五)その他の書類又は文書。

**第 10 条** 香港、マカオ、台湾に係る專利的助成金を申請する場合、次の各号に掲げる專利証明書類を提出しなければならない。

(一)香港の標準專利出願費用の助成を申請する場合、香港知識産権署が交付した標準專利証

明書の写しを提出する。

(二)マカオに係る特許出願費用の助成を申請する場合、マカオ経済局が交付した専利登録証の写しを提出する。

(三)台湾に係る発明専利出願費用の助成を申請する場合、台湾智慧産権局が付与した専利証書の写しを提出する。

(四)その他の書類又は文書。

**第 11 条** 国外の発明専利の助成金を申請する場合、次の各号に掲げる専利証明書類を提出しなければならない。

(一)専利証書の写し及び付与公告の第 1 ページの写し。

(二)専利証書及びその書誌的事項の中国語訳文。

(三)その他の書類又は文書。

**第 12 条** 紙媒体の書類は、順番に沿って左綴じで装丁、製本しなければならない。証明書類は、オンライン申請システムが自動生成した申請表に記載された文書の順序で並べる。

前述の書類は A4 用紙に印刷し、又はコピーし、文書は清潔、鮮明でなければならない。

**第 13 条** 申請者は、要件に従って紙媒体の書類を提出しなければならない。提出した紙媒体の書類が要求を満たさない場合、申請者は指定の期間内に修正し、再度提出しなければならない。

指定の期間を徒過しても再提出しない場合、申請を自動的に放棄したと見なす。

## 第五章 申請書類の審査

**第 14 条** 申請書類の審査は、オンライン申請書類に対する審査及び紙媒体の申請書類に対する審査を含む。

**第 15 条** 申請者が提出した申請書類を受け取った後、北京代弁処は直ちに審査を行い、結果を公示しなければならない。

## 第六章 資金の支給

**第 16 条** 事業単位及び自然人については、銀行振込にて支給する方式をとる。企業及びその他の種類の機関については、小切手振出にて支給する方式をとる。

**第 17 条** 銀行振込にて専利助成金を受領する場合、直ちに銀行口座を確認しなければならない。

**第 18 条** 小切手振出にて専利助成金を受領する場合、指定の期間内に北京代弁処に赴いて申請・受領手続を行わなければならない。専利代理機関に受領を委任してはならない。

**第 19 条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、専利助成金の受領を放棄したと見なす。

(一)提供した銀行口座の情報が誤りがある場合。

(二)所定の期間を徒過しても受領しない場合。

(三)直ちに換金をしなかったために、小切手の換金期間が過ぎた場合。

(四)適切に保管しなかったことにより小切手を紛失したにもかかわらず、北京代弁処にその旨を直ちに通知せず、また、法院を通じて遺失手続をしなかった場合。

## 第七章 グリーンチャンネルサービス

**第 20 条** 信用力が高く、申請の質が高い企業、事業単位については、グリーンチャンネルサービスの開通を申請することができ、承認及び同意を得た後、グリーンチャンネルサービスの資格を取得する。

グリーンチャンネルサービスとは、申請者が紙媒体の書類申請を行うとき、「北京市專利助成金申請表」の提供のみを必要とし、関係專利證明書類を提供しなくてよいサービスをいう。

**第 21 条** グリーンチャンネルサービスは国内の專利助成金申請のみに適用される。

**第 22 条** 以下の手順に従って開通する。

(一)申請者が北京代弁処に以下の申請書類を提出する。

1. 「北京市專利助成金グリーンチャンネルサービス申請表」
2. 申請者の身分證明書類

(二)北京代弁処が申請書類を受領した後、2 営業日以内に開通に同意するか否かの決定を下さなければならない。

**第 23 条** 申請者は、申請の質を保証しなければならない。書類審査時に 2 箇所(含む)以上の誤りが発見された場合、その回については申請をしなかったものと見なす。

**第 24 条** グリーンチャンネルの資格は、取得した年のみ有効とする。

## 第八章 附則

**第 25 条** 專利助成金の業績評価業務の必要に応じて、申請者は知的財産権業務状況報告書及び專利助成金使用状況報告書の提供に積極的に協力しなければならない。

**第 26 条** 本実施細則は、公布の日から発効する。

2015 年 3 月 18 日 北京市知識産権局ホームページ

[http://www.bjipo.gov.cn/zwxw/zwgg/201503/t20150318\\_34099.html](http://www.bjipo.gov.cn/zwxw/zwgg/201503/t20150318_34099.html)